

市で回収しないもの

家電リサイクル法対象品(家電4品目)

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル法に基づき、メーカー等がリサイクルを行っています。

排出方法 (いずれかの方法で排出してください)

① 販売店に引取りを依頼する

販売店(商品を購入した店、買い替えした店)に引取りを依頼する

※販売店が分からない場合は、お近くの電気店・家電量販店や引取りサービスを行っているお店にご相談ください。

② 自分で指定引取場所に持ち込む

① 事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入する。

※廃棄する家電の品目やメーカー名が必要です。テレビや冷蔵庫・冷凍庫の場合は、大きさによって料金が異なる場合があるため、大きさも確認しておきましょう。

② 製品の決められた位置に「家電リサイクル券」を貼り、指定引取場所に持ち込む。

指定引取場所

- 金城産業株式会社
松山市北吉田町 349 番地 1 ☎089-972-3303
- 四国西濃運輸株式会社松山支店
東温市上村甲 980 番地 ☎089-990-1313
- 四国西濃運輸株式会社大洲営業所
大洲市阿蔵字スナダ甲 990 番地 ☎0893-24-4170

家電リサイクル券システムに関するお問い合わせ先

- 家電リサイクル券センター ☎0120-319640

市で回収しないもの

パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、メーカー等がリサイクルを行っています。

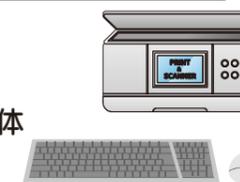
対象品目

デスクトップパソコン
ノートパソコン
ディスプレイ



対象外のもの

プリンター
スキャナー
キーボード、マウス単体
ワープロ



PCリサイクルマークの付いたパソコンは、廃棄する際に新たな料金負担なく、メーカーが回収・リサイクルします。
マークがないパソコンは、「回収再資源化料金」が必要です。



燃えないその他ごみ

45リットルのごみ袋に入らない場合は「粗大ごみ」で申し込んでください。

排出方法

① お持ちのパソコンのメーカーに回収を依頼する

各メーカー等のホームページ等からお申し込みください。

●「PCリサイクルマーク」がついていない場合は、メーカーから振込用紙が送られてきます、回収再資源化料金を支払ってください。

② メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付される

③ 梱包し「エコゆうパック伝票」を貼り、郵便局に戸口集荷を依頼するか、郵便局に持ち込む

メーカーの再資源化センターに配送し、再資源化します。

詳しくはホームページ等をご確認ください。
(一社)パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685
<https://www.pc3r.jp/>

小型家電回収ボックスをご利用ください

縦 30cm× 横 40cm 以下のものであれば、小型家電回収ボックスを利用できます。(P17)

👍 市で回収しないもの

消火器

消火器の処分は、(一社)日本消火器工業会が地域の販売代理店(リサイクル窓口)と協力して行っていますので、お近くの窓口へお問合せください。

対象品目

国内メーカー製消火器

対象外のもの

エアゾール(スプレー)式消火具
外国メーカー製消火器

廃棄する消火器に「リサイクルシール」がない場合は、指定引取場所あるいは特定窓口(消火器販売店等)で購入し、消火器に貼り付け、特定窓口や指定引取場所へお持ちください。(2010年以降に製造の消火器は、リサイクルシール付で販売されています。)

エアゾール(スプレー)式消火具は使い切って燃えないその他ごみで出してください。
外国メーカー製消火器は購入店にご相談ください。

リサイクル窓口(特定窓口・指定引取場所)を検索する

☎03-5829-6773 <https://www.ferpc.jp/accept/>



引取りを依頼する場合

特定窓口へ依頼する

必ず事前に各窓口へお問い合わせください。

※リサイクルシール代以外に収集運搬費等がかかります。

直接持ち込む場合

特定窓口または指定引取場所に依頼する

必ず事前に各窓口へお問い合わせください。

※特定窓口へ持ち込む場合は、リサイクルシール代以外に保管費等の費用がかかる場合があります。

リサイクル施設に配送され、再資源化されます。

窓口がお近くにない場合、ゆうパックで郵送することもできます

依頼する際は、電話またはインターネットでの事前申し込みが必要です。
※法人は利用できません。

ゆうパック専用コールセンター ☎0120-822-306



👍 市で回収しないもの

その他

処理方法については、各相談窓口にご相談ください。

自動車関係

自動車、自動車部品、バイク、スクーター、バイク部品、タイヤ、バッテリーなど

バイク、スクーターの処理について

購入店か「二輪車リサイクルコールセンター」にご相談ください。

二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727

自動車リサイクル促進センター
<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

建築廃材

家屋の解体・改築などによる木材類、かわら、レンガ、土砂、石、ブロック、断熱材 など

農業用品・機械等

田植え機、耕運機などの農業用機械類、農業用ビニール など

危険性のあるもの

毒物、劇薬、農薬などの薬品類
ガスボンベ、ガソリン、ベンジン、シンナー、廃油、灯油、塗料、ペンキ など

処理困難物

ドラム缶、ピアノ、電子オルガン、大型家具など
大人1人で収集できないもの

医療系廃棄物

注射器・注射針・針付きチューブ類・カテーテル など

事業系ごみ P25

●一般廃棄物
商店や事業所等の事業活動により生じたごみは、市では収集・処理できません。処分場へ直接搬入するか、伊予市一般廃棄物処理業許可業者に依頼するなど、適切に処理してください。

●産業廃棄物
工場等で排出される産業廃棄物については、市では収集・処理できません。産業廃棄物処理業許可業者へ処理を依頼してください。